

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 令和7年 3月 11日

厚生労働大臣 殿

P-ALM キャピタル株式会社

(ふりがな) だいはりょうとりしまりやくくろず はじめ

②届出者 氏 名 代表取締役 黒圖 肇

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ- 318072
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ばーむきやびたるかぶしがいいしゃ P-ALM キャピタル株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒100-0004 電話 03-(6910)-8166 とうきょうとちよだくおおてまち2ちょうめ2ばん1 ごうしんおおてまちビル 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号新大手町ビル
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別途手数料表による
⑧備 考	問い合わせ先担当者 黒圖 肇 電話 03 (6910) 8166

受理

-7.3.11

東京労働局

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 7,000,000 円） 上記のうち、どちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 7,000,000 円） 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%（または 7,000,000 円） 上記のうち、どちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

13-ユ- 318072

許可番号

事業所の所在地 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号新大手町ビル 7 階 702 区

事業所の名称 P-ALM キャピタル株式会社